住宅改修について

資料5

住宅改修費支給申請時の注意点 理由書(1)

●住宅改修の理由書について

住宅改修の理由書について、各記入項目に次のことを記入しているか確認してください。

<総合的状況>

- 1 被保険者の身体の状況
 - ①被保険者の身体状況
 - ②身体状況を原因とする現在の住宅での問題点

(記入例)

被保険者は加齢による下肢筋力低下により、歩行や立ち座りが不安定な状態である。

(①) 住宅内では壁や家具に手をついて移動しているが、保持できるものがなく、転倒する危険性が高い。(②)

(注意点)

- ・住宅の問題点(②)の記入がない(身体の状況しか記入がない)場合が散見されます。
- ・福祉用具を利用している場合、または住宅改修後に福祉用具の利用を想定している場合 は、「福祉用具の利用状況」をチェックしてください。

住宅改修費支給申請時の注意点 理由書(2)

●住宅改修の理由書について

<総合的状況>

- 2 介護状況
 - ①被保険者の同居者の介護状況や介護サービスの利用状況
 - ②介護を行っていない同居者については介護を行っていない状況

(記入例)

被保険者は妻と子と同居している。食事や入浴の介護は妻が行っており、移動時もできる限り付き添っている。(①)子は仕事のため日中は不在で、普段介護はしていないが、休日の外出時に運転手をすることはある。(②)

また、週に1回デイサービスを利用している。(①)

(注意点)

・介護を行っていない同居者の介護状況(②)について、記入していない場合が多いので、 介護の有無に関わらず、同居者全員の介護状況を記入してください。

住宅改修費支給申請時の注意点 理由書(3)

●住宅改修の理由書について

<総合的状況>

- 3 住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか
 - ①住宅改修の概要(どのような住宅改修を行うか)
 - ②改修によって利用者の状況がどのように改善するか

(記入例)

トイレ内と廊下に手すりを設置すること(①)により、被保険者のトイレへの移動、 ドアの開閉動作及びトイレの利用を安心安全に行うことができるようになる。(②) また、介護者の負担も軽減される。(②)

(注意点)

・スロープやステップ等による段差の解消と手すりの設置といった、問題点が同じで違う 改修を同じ場所に行う場合、原則、2段階申請(片方の改修を申請し改修が完了した後 にもう一度申請する)となりますが、本人の身体状況、認知状況等に応じて、必要であ る場合は例外的に1段階での申請を認めています。例外的に1段階で改修することが必 要である旨を理由書に詳しく記入してください。

住宅改修費支給申請時の注意点 理由書(4)

●住宅改修の理由書について

<活動別理由書>

- 1 改善をしようとしている生活動作
 - ①「その他の活動」について住宅改修を行う場合、何の活動なのか記入しているか (例) 2 階への移動、洗濯場への移動等
 - ②改善をしようとしている生活動作は日常生活上、必要なものか (注意点)
 - ・庭の手入れや畑仕事、趣味等のための住宅改修は支給対象外となります。
 - ・玄関以外(勝手口等)での出入りのために住宅改修を行う場合は、その利用が必要な理由に併せて、玄関の改修では改善できない理由を具体的に記載してください。
 - ③被保険者の資産形成につながるような工事、住宅の新築、新たに居室を設ける場合等は支給対象となりません。
 - ④老朽化や器具の故障が直接の理由である場合は、支給対象となりません。

住宅改修費支給申請時の注意点 理由書(5)

●住宅改修の理由書について

<活動別理由書>

- 2 「改善をしようとしている生活動作」の具体的な困難な状況
 - ①<総合的状況>1~2 (資料P2~3) で記載したことと整合性がある
 - ②<総合的状況>より個別具体的に記入している

(記入例)

・被保険者は何かに掴まって歩かなければ歩行が不安定な状態だが、寝所からトイレまでの間に保持できるものがなく(②)、転倒の恐れがある。移動の際は主に妻が見守っているが、妻も高齢であり、体格差もあることから転倒の際に支えることができるか不安がある。

住宅改修費支給申請時の注意点 理由書(6)

- ●住宅改修の理由書について
- <活動別理由書>
- 3 改修の方針
 - ①<総合的状況>3(資料P4)で記載したことと整合性がある
 - ②<総合的状況>より個別具体的に記入している

(記入例)

寝所とトイレの間の廊下と入口に手すりを設置することにより、被保険者のトイレへの 移動とドアの開閉を安全に行うことができるようになる。

トイレ内に手すりを設置することにより、トイレ内での方向転換及び便座の立ち座りを 容易にできるようになる。

また、移動が安全に行えるようなれば、介助者の負担も軽減される。

(注意点)

- ・手すりを両側に付ける等、同じ方針の住宅改修を複数の箇所で行う場合は、その理由を 記入してください。
 - (例)握力低下により両手で手すりを掴まなければ姿勢が安定しない、半身麻痺のため 右手でしか手すりを保持できない、等。

住宅改修費支給申請時の注意点写真

●住宅改修の写真について

住宅改修の写真について、次のとおり撮影・記入しているか確認してください。

- ①改修部分が切れないよう、全体が分かるように撮影してください。
- ②改修部分を図示してください。(例えば、手すりを設置する位置、床材変更する場所等、 改修部分全てを図示してください)
- ③改修が必要なことが分かるように撮影してください。(例えば段差解消が必要であれば段差が何 c m なのか分かるよう撮影してください。)
- ④改修部分がはっきりと映るように撮影してください。(近景・遠景が分かるようにしてく ださい。)
- ⑤写真を縮小・拡大する場合に縦横比を変えないでください。 (縦だけを拡大する等しないでください。)

住宅改修費支給申請時の注意点 平面図

●住宅改修の平面図について

住宅改修の平面図について、次のとおり記載しているか確認してください。

- ①改修する箇所だけでなく、改修の方針が分かるようになっているか。 (例えば寝所からトイレへの移動であれば、平面図に寝所とトイレの位置が分かるよう記入しているか。)
- ②改修箇所を平面図に記入しているか。
- ③改修箇所が複数ある場合は、それぞれの箇所が分かるよう記入しているか
- ④改修箇所が住宅の外にある場合や、駐車場までの移動のために住宅改修を行う等、住宅の 外が住宅改修の方針に係る場合は、住宅の外についても位置関係が分かるよう記入してい るか。

住宅改修の施工時及び事後申請時の注意点

●住宅改修の施工時について

住宅改修の施工について、事前申請の内容どおりに施工してください。

事前申請の内容からやむを得ず変更する必要がある場合は、着工前に次のことについて必ず連絡し、許可を得てから着工してください。

(主な確認事項)

- ①何の工事が
- ②どのような理由で
- ③どのように変わるのか(位置が何 c m どのようにずれる、施工を取りやめる、追加の工事が必要になる等)
- ④変更により改修の方針は変わらないのか
- ⑤住宅改修費は変更されるのか

●事後申請について

事後申請時に添付する受託改修後の写真については、できるだけ事前申請時と同じアングルで撮影してください。

<基本情報>

	被保険者番号		年齢		歳	生年	月日	明治 大正 昭和		年	月	日				
利田	被保険者 氏名		要介護認定		要支援			要介護								
利用者			(該当	(O)		1 •	2		経過的	• 1	• 2	. 3	3 •	4	•	5
	住所															

		現地確認日	年	月	日	作成日	年	月	日
作		所属事業所							
作 成 者	資格	(作成者が介護支援専門員でないとき)							
		氏名							
		連絡先							

保 一	確認日	年	月	日	評価
者	氏名				横

<総合的状況>

	福祉用具の和	<u> 用状況</u>	<u>لح.</u>
	住宅改修後の想定	改修前	改修後
利用者の身体状況	●車いす		
利用省の分体状況	●特殊寝台		
	●床ずれ防止用具		
	●体位変換器		
	●手すり		
	●スロープ		
介護状況	●歩行器		
	●歩行補助つえ		
	●認知症老人徘徊感知機器		
	●移動用リフト		
	●腰掛便座		
	●特殊尿器		
	●入浴補助用具		
住宅改修により、	●簡易浴槽		
利用者等は日常生活	●その他		
をどう変えたいか	•		
	•		
		l _ l	_
	•		

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動		② ①の具体的な困難な状況 (・・なの	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、 → 改修の方針 (・・することで ・・が改善できる)を記入してください -	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	□ トイレまでの移動 □ トイレ出入口の出入		□ できなかったことをできる ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他()	□ 手すりの取付け()()
入浴	☆室までの移動 衣服の着脱 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) 浴室内での移動(立ち座りを含む) 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) 浴槽の出入(立ち座りを含む) 浴槽内での姿勢保持 その他()		□ できなかったことをできる ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他()	- () () () () () () ()
外出			 できなかったことをできるようにする 転倒等の防止、安全の確保 動作の容易性の確保 利用者の精神的負担や不安の軽減 介護者の負担の軽減 その他() 	□ 引き戸等への扉の取替え () () □ 便器の取替え () □ ()
その他の活動	/ V No. /		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他(- () □ 滑り防止等のための床材の変更 () () □ その他 () ()